

2019年10月23日

各位

株式会社 紀陽銀行

「紀陽イノベーションサポートプログラム」の実施について ～地域の事業者の皆さまの新事業・研究開発を支援します！～

株式会社紀陽銀行（頭取：松岡 靖之）は、「2019年度『紀陽イノベーションサポートプログラム』」を実施しますので、下記のとおりお知らせいたします。

本事業は、新技術・新サービスによる新規事業の創出をめざす事業者の皆さまから事業テーマを広く募集し、事業テーマの「革新性」「実現可能性」等について評価をおこない、優れた研究開発テーマに対して事業化に向けた支援計画を策定します。その後、課題に応じた適切な支援をおこない、研究開発奨励金を支給します。

2015年度に取り組みを開始して以来、のべ23社を採択し、伴走支援を実施しています。

紀陽銀行は本事業を通じて、地域の事業者の皆さまの新規事業創出を支援し、地域経済の活性化や既存産業の付加価値向上に貢献してまいります。

記

1. 「紀陽イノベーションサポートプログラム」概要

<p>ご応募いただける方</p>	<p>原則、当行営業エリア（和歌山県、大阪府、奈良県）内に本社もしくは事業所を置き、次のいずれかを満たす法人または個人^{※1}。</p> <p>①創業後まもない企業やベンチャー企業^{※1}、新技術・新サービスによる新規事業の創出をめざす事業者^{※2}。</p> <p>②「大学など外部研究機関との共同研究^{※3}や企業連携による事業の創出」または「生産性向上に資する新たなサービスの創出（社会課題の解決に貢献する事業等）」に取り組んでいる（または取り組む予定の）事業者。</p> <p>※1 大学等の研究機関に属し、研究テーマ等の事業化をめざしている研究者を含みます。ただし、2020年1月までに法人を設立していることが必要となります。</p> <p>※2 過去の本事業に採択され、現在サポートを受けている事業テーマを有する企業は、原則ご応募いただけません。</p> <p>※3 共同研究にかかる契約を締結している、または締結する予定であることが必要となります。</p>
<p>対象となるテーマ</p>	<p>外部研究機関との共同研究や企業連携または独自のビジネスシーズを通じて、3年を目処に新技術・新サービスによる新規事業の製品・サービスの提供開始をめざす取り組み。</p> <p>※過去に申請のあったテーマと同一のテーマは原則対象外とします。</p>

<p>応募方法</p>	<p>新技術・新サービス開発の主体となる事業者様にご応募いただきます。 当行所定の応募申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、下記事務局あてに書留郵便にて郵送してください。 ※応募申請書は、紀陽銀行ホームページよりダウンロードしてください。 http://www.kiyobank.co.jp/business/various_info/business_help.html</p> <p><申込書送付先> 〒590-0952 大阪府堺市堺区市之町東1丁目1番10号(紀陽堺ビル4階) 株式会社紀陽銀行 営業支援部 コンサルティング営業室 (TEL 072-221-1263)</p>
<p>応募期間</p>	<p>2019年10月23日(水)～11月18日(月) 必着</p>
<p>評価方法・基準</p>	<p>応募いただきました研究開発テーマについて、公的支援機関(中小企業基盤整備機構近畿本部等)や有識者など第三者機関を中心に構成する評価委員会により、「革新性」「市場性」「実現可能性」「事業化に向けた体制」等、総合的に判断いたします。</p>
<p>支援内容</p>	<p>(1) サポートプログラムの策定 事業計画のブラッシュアップおよび、商品化・事業化に向けたサポートプログラム(支援計画)を策定します。</p> <p>(2) 事業ステージに応じた、適切なサポートの実施 事業化に向けた取り組みの成果や課題に応じて、専門家等と協議しながら適切な支援メニューを実施し、新規事業の製品・サービスの提供に向けて事業者と一体となって取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポートプログラム(事業計画)の策定内容に基づく支援 ・当行企業支援アドバイザーによる技術相談 ・当行連携の産官学各機関との仲介支援 ・自治体の実施する支援策やファンド等の活用に向けた支援 ・中小企業基盤整備機構近畿本部と連携した支援メニューの実施(経営相談、販路拡大支援等) <p>(3) 研究開発奨励金の支給(1テーマあたり、総額50～200万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採択時に、原則50万円を支給します。 ・採択以降、サポートプログラム実施期間中においては、年度ごとに進捗確認をおこないます。 ・原則、新規事業の製品・サービスの提供を開始した年度、または採択後3年終了時点で成果の確認をおこない、事業化に一定の進捗が見られた場合に、奨励金の追加支給の可否および支給額を判断します。 ・追加支給の実施時期は成果の確認をおこなった年度末(3月)です。 ・これらの判断については、事務局に一任されるものとし、採択企業は事務局から依頼があった場合には各資料の提出に応じていただく必要があります。 <p>※進捗状況により、奨励金の支給を停止する場合があります。</p>
<p>支援期間</p>	<p>採択された研究開発テーマ毎に、3年を目処といたします。</p>

以上

本取り組みは、SDGs(持続可能な開発目標)のゴール8「働きがいも経済成長も」、ゴール9「産業と技術革新の基盤をつくろう」、ゴール11「住み続けられるまちづくりを」につながる取り組みです。



新規事業創出を支援します

紀陽イノベーション サポートプログラム

「大学等の研究機関との共同研究や企業連携による新規事業展開」や「生産性向上に資する新たなサービスの創出（社会課題の解決に貢献する事業等）」に取り組む法人・個人の方をサポートします。

新技術・新サービスによる新規事業の創出を目指す取組みを支援します。

専門家等と事業ステージに応じた適切な支援メニューを提供します。

事業化の進捗状況・成果に応じて奨励金を支給します。
【最大200万円】

2019年10月現在

紀陽銀行の各支店窓口、または下記事務局（営業支援部コンサルティング営業室）までお問い合わせください。

Tel.072-221-1263 ●受付時間/9:00~17:00
(銀行窓口休業日を除きます)

紀陽イノベーションサポートプログラム 概要

ご利用いただける方

原則、当行営業エリア（和歌山県、大阪府、奈良県）内に本社もしくは事業所を置き、次のいずれかを満たす法人または個人※1）。

- ①創業後まもない企業やベンチャー企業※1）、新技術・新サービスによる新規事業の創出を目指す事業者※2）。
- ②「大学など外部研究機関との共同研究※3）や企業連携による事業の創出」または「生産性向上に資する新たなサービスの創出（社会課題の解決に貢献する事業等）」に取り組んでいる（または取り組む予定の）事業者。

※1 大学等の研究機関に属し、研究テーマ等の事業化を目指している研究者を含みます。但し、2020年1月までに法人を設立していることが必要となります。

※2 過去の本事業に採択されており、現在サポートを受けている事業テーマを有する企業は、原則応募いただけません。

※3 共同研究にかかる契約を締結している、または締結する予定であることが必要となります。

ご利用いただけるテーマ

外部研究機関との共同研究や企業連携または独自のビジネスシーズを通じて、3年を目処に新技術・新サービスによる新規事業としての製品・サービスの提供開始を目指す取組み。

※過去に申請のあったテーマと同一のテーマは原則対象外とします。

応募方法

新技術・新サービス開発の主体となる事業者様に新規事業創出テーマについて応募いただきます。

当行所定の応募申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、下記事務局あてに書留郵便にて郵送してください。

◆申請書は紀陽銀行のホームページhttp://www.kiyobank.co.jp/business/various_info/business_help.htmlよりダウンロードしてください。

<申込書送付先>

〒590-0952 大阪府堺市堺区市之町東1丁1番10号（紀陽堺ビル4階）

株式会社紀陽銀行 営業支援部コンサルティング営業室 ☎072-221-1263

応募締切

2019年11月18日（月） 必着

評価方法

応募いただきましたテーマについて、公的支援機関（中小企業基盤整備機構近畿本部等）や有識者など第三者機関を中心に構成する評価委員により評価いたします。

評価基準

「革新性」、「市場性」、「実現可能性」、「事業化に向けた体制」等、総合的に判断いたします。

支援内容

評価の結果、採択されたテーマに対して、事業化に向けた以下の支援を行います。

(1) サポートプログラムの策定

事業計画のブラッシュアップ及び、商品化・事業化に向けたサポートプログラム（支援計画）を策定します。

(2) 事業ステージに応じた、適切なサポートの実施

事業化に向けた取組みの成果や課題に応じて、専門家等と協議しながら適切な支援メニューを実施し、新規事業としての製品・サービスの開発をサポートします。

(3) 研究開発奨励金の支給（1テーマあたり、総額50～200万円）

採択時に、原則50万円を支給します。

採択以降、サポートプログラム実施期間中においては、年度ごとに進捗確認を行います。

原則、新規事業としての製品・サービスの提供を開始した年度、または採択後3年終了時点での成果の確認を行い、事業化に一定の進捗が見られた場合に、奨励金の追加支給の可否および支給額を判断します。

支援期間

採択された研究開発テーマ毎に、3年を目処といたします。

その他

本事業の詳細については、ホームページ上の「『紀陽イノベーションサポートプログラム』募集要領」をご参照ください。